

無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分 3.3 万円を
支給する緊急措置を求める意見書

わが国の年金制度は、受給資格期間が異常に長いこと、最低保障部分がないことから、多くの無年金・低年金者を生み出し続けています。現在、基礎年金は、半額が国庫負担分とされています。基礎年金を満額 6.6 万円受給する人は、保険料分が 3.3 万円、国庫負担分が 3.3 万円です。4 万円受給の人は、保険料分が 2 万円、国庫負担分が 2 万円です。無年金の人は国庫負担分を受けられません。

年金者組合は、「税金はすべての人が払ってきたのですから、65 歳以上のすべての人に、国庫負担で 3.3 万円支給すべき」と主張しています。3.3 万円の要求は、現行年金制度の中での、当面の最低保障の要求です。そのことが、無年金・低年金者の問題を解決するために大きく役立つことは明らかです。

昨年 6 月から年金が 0.3% 引き下げられました。この 10 年間、たびたびの引き下げはあっても、年金を引き上げられたことがありません。この間、年金課税は強められ、医療・介護保険料は上がり続けています。一人暮らしの高齢者の生活は特に深刻です。

「最低保障年金制度」が実現し、適用されるまでの緊急措置がどうしても必要です。

記

1. 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分 3.3 万円を支給する緊急措置を求めます。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 3 月 22 日

鳴門市議会